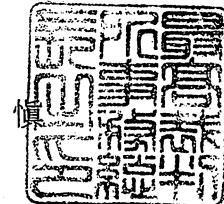


令和元年10月25日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問の要旨

苦情申出人は、松山地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、「本件対象文書の不開示部分が本当に法5条1号に定める不開示情報に相当するかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

松山市の20代女性が窃盗容疑で愛媛県警松山東署に誤認逮捕された問題について、逮捕状を出した裁判官の氏名が書いてある文書

(2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、9月20日付で、(1)の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすると個人の権利利益を害するおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号後段に相当）を開示することとなるので、その文書の存否をすることはできないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

本件開示申出は、特定の被疑事件に関する逮捕状の発付を前提とするものである。開示申出書に記載された事実に関する情報は、それだけで特定の個人を識別することができる情報とはいえないが、仮に当該人物が存在する場合、当該人物に関して入手可能な他の情報と併せることによって、当該人物が識別される可能性を完全には否定できない。そして、逮捕状の発付の有無に関する事実について公表されない個人の利益は保護に値するというべきである。

したがって、この情報は、公にすると、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に相当し、本件開示申出文書の存否を答えると、法第5条第1号後段に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

以上から、本件開示申出文書につき、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。